

松戸市監査委員告示第2号

監査結果の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、
監査の結果を別冊のとおり公表する。

平成31年3月7日

松戸市監査委員	伊藤智清
同	三好徹
同	伊東英一
同	大谷茂範

平成 30 年度

行政監査報告書

松戸市監査委員

目 次

第 1	監査の種別	3
第 2	監査のテーマ及び目的	3
1	監査のテーマ	3
2	監査の目的	3
第 3	監査の対象範囲	3
第 4	監査の実施期間	3
第 5	監査の方法	3
第 6	監査の項目及び着眼点	4
第 7	外国人市民等に対する情報提供の概要	5
第 8	監査の結果	29
む す び		32
<別 表>		34

凡 例

- ・表及び文中の比率(%)は、小数点以下第3位を四捨五入した。したがって、合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- ・複数回答の場合は、表の合計欄及び構成比は記載しない。

松 監 第 1 9 6 号

平成31年3月7日

松 戸 市 長 本郷谷 健次 様

松戸市議会議長 山口 栄作 様

松戸市教育委員会教育長 伊藤 純一 様

松戸市監査委員 伊藤 智 清

同 三好 徹

同 伊東 英一

同 大谷 茂範

行政監査の結果について

地方自治法第199条第2項の規定に基づき実施した行政監査について、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり提出します。

第1 監査の種別

行政監査（地方自治法第199条第2項の規定による監査）

第2 監査のテーマ及び目的

1 監査のテーマ

外国人市民等に対する情報提供について

2 監査の目的

本市においては、平成30年3月末現在、中国やベトナムをはじめとした様々な国籍を持つ人が15,000人超居住しており、今後も増加することが見込まれる。

国では、多文化共生の地域づくりを促進するため、「地域における多文化共生推進プラン」を策定し、地方公共団体に取組を求めている。

このことから「松戸市後期基本計画」においては、国際化の推進に関する施策の方向性の一つとして、「外国人市民が公平なサービスを受けられるように情報の提供及びその手段の更なる充実に努める」こととし、各種施策を展開している。

このような状況を踏まえ、各部局における外国人市民等に対する情報提供の現状を把握し、それらが適切かつ効果的、効率的に実施されているかについて監査を行い、その充実に資することを目的とする。

第3 監査の対象範囲

外国人市民、外国人訪問者（以下「外国人市民等」という。）に対する情報提供を目的として、市が作成、購入または活用した印刷物及びホームページ等。

対象年度については、平成29年度とする。

第4 監査の実施期間

平成30年8月13日から平成31年1月17日まで

第5 監査の方法

所管部局から監査調書及び関係書類の提出を求め審査するとともに、必要に応じて実地調査、関係職員のヒアリングを行った。

第6 監査の項目及び着眼点

- (1) 外国人市民等が必要とする情報を把握しているか。
 - ア 現在提供している情報の必要性は根拠に基づいているか。
- (2) 外国人市民等への情報提供はどのように行われているか。
 - ア 情報提供内容は分かりやすく、表現は適切か。
 - イ 情報提供を行う媒体の選択は適切か。
 - ウ 情報提供を行う時期、部数、方法等は適切か。
 - エ 情報提供は効率的に行われているか。
 - オ 情報提供に当たり工夫した点があるか。
- (3) 外国人市民等への情報提供に関する方針は作成されているか。
 - ア 各部局間での連携はなされているか。
 - イ 情報提供に関する基準が設けられているか。

第7 外国人市民等に対する情報提供の概要

1 地域における多文化共生推進について

総務省は、平成18年3月「地域における多文化共生推進プラン」（総行国第79号平成18年3月27日総務省自治行政局国際室長通知）において、取り組むべき具体的な多文化共生推進施策として、（1）コミュニケーション支援、（2）生活支援、（3）多文化共生の地域づくり、（4）多文化共生施策の推進体制の整備の4つを掲げ、「多様な言語、多様なメディアによる行政・生活情報の提供」「情報提供による居住支援」「外国語対応可能な病院・薬局に関する情報提供」等を例示し、都道府県や指定都市に対して、これらを推進することを求めている。

「地域における多文化共生推進プラン」中の情報提供に関わる主な部分は、次のとおりである。

地域における多文化共生推進プラン（抜粋）

（1）コミュニケーション支援

①地域における情報の多言語化

ア. 多様な言語、多様なメディアによる行政・生活情報の提供

住民に提供される行政サービスや履行しなければならない義務の内容、地域社会で生活する上で必要となるルールや慣習、地域が主催するイベント等については、多様な言語・多様なメディアによる情報提供を行うこと。

なお、多様な言語による情報の提供に関しては、窓口のみならずコミュニティ施設や日本語教室等、効果的な流通ルートを確保すること。

ウ. NPO等との連携による多言語情報の提供

通訳ボランティアを育成するとともに、外国人住民への支援に取り組むNPOや外国人の自助組織等と連携の上、多様な言語による情報提供を推進すること。

（2）生活支援

①居住

ア. 情報提供による居住支援、入居差別の解消

日本の住宅に関する慣習やシステム等に関する情報を、外国人住民へ多様な言語で提供すること。

エ. 外国人住民が集住する団地等における相談窓口の設置

外国人住民への入居時の生活情報の提供をすること。

②教育

- ア. 学校入学時の就学案内や就学援助制度の多様な言語による情報提供
- ク. 幼児教育制度の周知

③労働環境

- ア. ハローワークとの連携による就業支援
- ウ. 外国人住民の起業支援

④医療・保健・福祉

- ア. 外国語対応可能な病院・薬局に関する情報提供
- イ. 医療問診票の多様な言語による表記
- エ. 健康診断や健康相談の実施
開催にあたっては多様な言語による広報を行うこと。
- オ. 母子保健および保育における対応
多様な言語による母子手帳の交付や助産制度の紹介、両親学級の開催などを行うこと。

⑤防災

- ア. 災害等への対応
平常時からの防災情報の提供、多様な言語による各種気象警報の伝達や避難誘導の他、避難所における外国人住民の支援方策などを行うこと。
- オ. 災害時の外国人への情報伝達手段の多言語化

他に、国等が定めている多言語対応についてのガイドラインには、次のようなものがある。

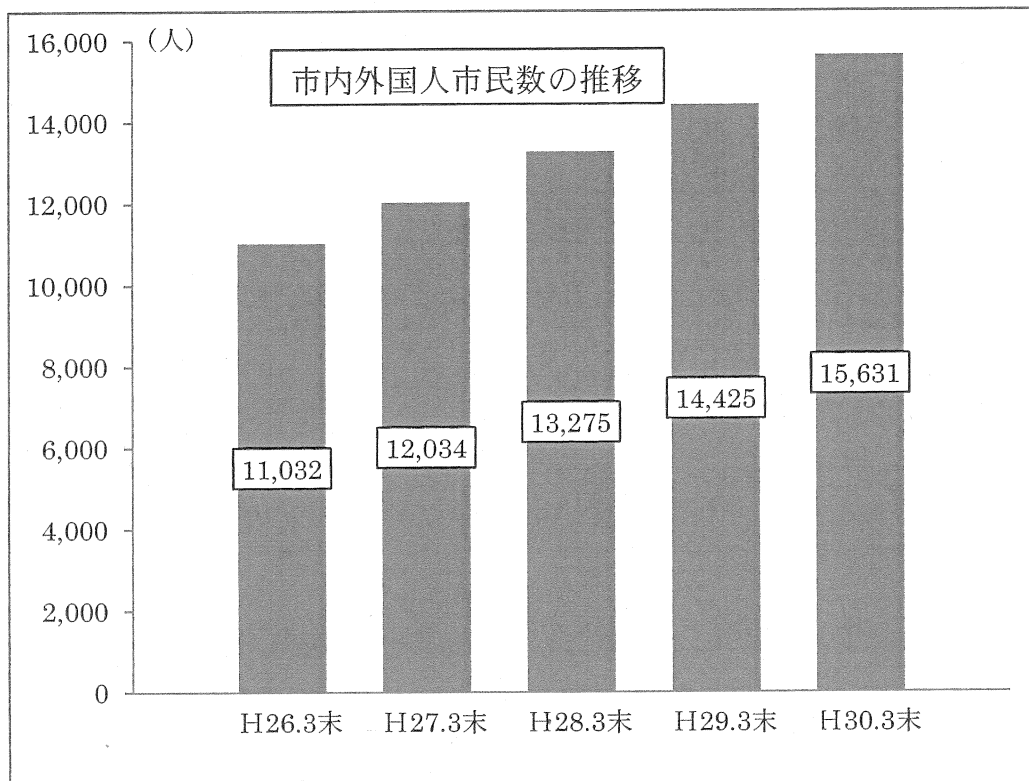
- ・国土交通省 国土地理院「外国人向け地図記号一覧」平成 29 年 7 月
- ・文部科学省 文化庁「文化財の英語解説のあり方について」平成 28 年 8 月
- ・国土交通省 国土地理院「外国人に分かりやすい地図表現検討会報告書」平成 28 年 1 月
- ・国土交通省 観光庁「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」平成 26 年 3 月
- ・(一財)自治体国際化協会「災害時多言語支援のための手引き 2012」平成 24 年
- ・国土交通省「観光活性化標識ガイドライン」平成 17 年 6 月
- ・(一財)自治体国際化協会「多言語情報作成マニュアル」「多言語標準訳語集」平成 16 年 3 月

2 本市における外国人市民等の状況

本市の外国人市民数については、平成 25 年度末に 11,032 人であったが、毎年 1,000 人超増加し、平成 29 年度末には 15,631 人で、全市民数に対する外国人市民数の割合は、2.27%から 3.16%に増えている。(※1)

千葉県内では、千葉市、船橋市、市川市に続き 4 番目に多い。(平成 29 年 12 月末現在) (※2)

なお、外国人訪問数で千葉県は、大阪府、東京都に次いで第 3 位であり、訪日外国人が多数訪れている地域である。(※3)



国籍別にみると、中国が 6,709 人(42.92%)、ベトナムが 2,108 人(13.49%)、フィリピンが 1,754 人(11.22%)、韓国が 1,563 人(10.00%)、ネパールが 772 人(4.94%)等となっている。

平成 25 年度末と平成 29 年度末との比較で増加率が高いのは、スリランカ 287.50%増(72 人→279 人)、ネパール 196.92%増(260 人→772 人)、ベトナム 117.10%増(971 人→2,108 人)となっている。(※1)

(※1) 市民部市民課提供データ

(※2) 千葉県国際課データ

(※3) 観光庁「訪日外国人消費動向調査」(2017 年)

国籍別人数

平成 30 年 3 月末日現在

国名	人数(人)	構成比(%)
中国	6,709	42.92
ベトナム	2,108	13.49
フィリピン	1,754	11.22
韓国	1,563	10.00
ネパール	772	4.94
タイ	293	1.87
スリランカ	279	1.78
台湾	242	1.55
米国	151	0.97
インドネシア	133	0.85
その他	1,627	10.41
合計	15,631	100.00

また、平成 29 年度末の外国人市民数の年齢別内訳は、0 歳から 10 歳代が 2,185 人 (13.98%)、20 歳代が 5,095 人 (32.60%)、30 歳代が 3,721 人 (23.81%)、40 歳代が 2,264 人 (14.48%)、50 歳代が 1,552 人 (9.93%)、60 歳代が 546 人 (3.49%)、70 歳代が 195 人 (1.25%)、80 歳代が 60 人 (0.38%)、90 歳代が 13 人 (0.08%) である。(※1)

年齢別人数

平成 30 年 3 月末日現在

区分	人数(人)	構成比(%)
20 歳代	5,095	32.60
30 歳代	3,721	23.81
40 歳代	2,264	14.48
その他の年代	4,551	29.12
合計	15,631	100.00

(※1) 市民部市民課提供データ

3 外国人市民等への情報提供の状況

(1) 情報提供の件数について

今回の監査の対象とした外国人市民等に対する情報提供の件数は、11部24課、39件であった。(p.34、35別表参照)

部局別の件数は、表1のとおりである。

(表1)

部 局	件 数 (件)	構成比 (%)
総務部	0	0.00
総合政策部	4	10.26
財務部	2	5.13
市民部	1	2.56
経済振興部	6	15.38
環境部	3	7.69
健康福祉部	2	5.13
福祉長寿部	3	7.69
子ども部	8	20.51
街づくり部	3	7.69
建設部	0	0.00
生涯学習部	4	10.26
学校教育部	3	7.69
市議会事務局	0	0.00
会計課	0	0.00
選挙管理委員会事務局	0	0.00
監査委員事務局	0	0.00
農業委員会事務局	0	0.00
消防局	0	0.00
水道部	0	0.00
病院事業管理局	0	0.00
合 計	39	100.00

(2) 内容について

情報提供を行った情報の内容別の件数については、表2のとおりである。

(表2)

内 容	件 数 (件)	構 成 比 (%)
観光・イベント	8	20.51
出産・子育て・教育	7	17.95
届出等の行政手続と社会保険制度等	5	12.82
医療・健康	5	12.82
くらし (住まい・ごみ等)	5	12.82
消防・救急	1	2.56
防災	0	0.00
その他	8	20.51
合 計	39	100.00

「観光・イベント」が8件、「出産・子育て・教育」が7件、「届出等の行政手続と社会保険制度等」、「医療・健康」及び「くらし (住まい・ごみ等)」が各5件、「その他」が8件であった。

(「その他」の内訳)

- ・ 総合的な情報 (3件)
- ・ 外国人相談の案内 (2件)
- ・ 施設案内等 (2件)
- ・ 庁舎案内、業務案内 (1件)

なお、消防・救急、防災等、必要性が高いと思われる分野については、「松戸市生活ガイドブック」や「Matsudo City International Portal」(※4)において提供されている。

「Matsudo City International Portal」では、(一財)自治体国際化協会等の他機関が作成した「災害時準備ガイドブック」や「医療機関利用ガイド」等も活用し、総合的に情報を提供している。

(※4) 市公式ホームページ内に設けられた、外国人向けの情報を集約したポータルサイト。英語、中国語(簡体字)、ベトナム語の3か国語で情報提供している。

(3) 情報提供を行った理由について

情報提供を行った理由については、表3のとおりである。

(表3)

理由	件数(件)	構成比(%)
市が必要性を判断した	34	87.18
町会・自治会等からの要望	1	2.56
外国人市民等からの要望	0	0.00
他自治体が行っているため	0	0.00
その他	4	10.26
合計	39	100.00

「市が必要性を判断した」が34件、「町会・自治会等からの要望」が1件、「その他」が4件であった。

なお、「外国人市民等からの要望」により情報提供を行ったと回答した部局はなかった。

(「市が必要性を判断した」の内訳)

- ・外国人市民の増加 (12件)
- ・問合せ・窓口対応件数の増加 (10件)
- ・市等のPR、視察対応 (5件)
- ・外国人訪問者の誘致 (4件)
- ・外国人市民向け事業の周知 (2件)
- ・公租公課の未納者の増加 (1件)

(「その他」の内訳)

- ・システムに付帯 (2件)
- ・施設運営受託者からの依頼 (1件)
- ・学校等からの依頼 (1件)

(4) 使用言語について

情報提供の際に使用した言語の種別については、表4のとおりである。

(表4)

言語の種別 (複数回答)	件数 (件)
英語	37
中国語 (簡体字)	26
中国語 (繁体字)	2
韓国語	14
ベトナム語	11
スペイン語	8
ポルトガル語	4
フィリピン語	3
その他	11

英語が37件、中国語 (簡体字) が26件、中国語 (繁体字) が2件、韓国語が14件、ベトナム語が11件、スペイン語が8件、ポルトガル語が4件、フィリピン語が3件、その他の言語が11件であった。

(その他言語の内訳) ※複数回答

・フランス語	(2件)	・ネパール語	(1件)
・ドイツ語	(2件)	・ロシア語	(1件)
・イタリア語	(2件)	・スリランカ語	(1件)
・タイ語	(1件)	・インドネシア語	(1件)

また、情報提供の際に使用した言語数については、表5のとおりである。

(表5)

言語数	件数(件)	構成比(%)
1種類	13	33.33
2種類	7	17.95
3種類	7	17.95
4種類	4	10.26
5種類	3	7.69
6種類以上	5	12.82
合計	39	100.00

1種類が13件(33.33%)、2種類が7件(17.95%)、3種類が7件(17.95%)、4種類が4件(10.26%)、5種類が3件(7.69%)、6種類以上が5件(12.82%)であった。

使用言語の選択理由は、下記のとおりである。※複数回答

- ・窓口等での必要状況 (18件)
- ・国籍別外国人市民数に対応 (10件)
- ・世界的に通用する言語 (6件)
- ・システムに附帯している言語 (2件)
- ・文化施設にゆかりのある言語 (2件)
- ・行政通訳等に対応可能な言語 (1件)
- ・誘致ターゲットとする国の言語 (1件)

(5) 表記について

提供する多言語情報に日本語が併記されているか、また、併記された日本語の漢字にルビが付されているかについては、表6のとおりである。

(表6)

表記方法	件数 (件)	構成比 (%)
外国語のみ	19	48.72
外国語・日本語併記	8	20.51
外国語・ルビ付き日本語併記	12	30.77
合計	39	100.00

多言語化しているもののうち「外国語のみ」が19件(48.72%)、「外国語・日本語併記」が8件(20.51%)、「外国語・ルビ付き日本語併記」が12件(30.77%)であった。

(6) 情報提供の手段について

情報提供の手段については、表7のとおりである。

(表7)

種類	件数 (件)	構成比 (%)
印刷物	30	76.92
ホームページ等	9	23.08
合計	39	100.00

印刷物が30件(76.92%)、ホームページ等が9件(23.08%)であった。

また、印刷物及びホームページ等の内訳については、表8、表9のとおりである。

(表8)

印刷物の内訳	件数(件)	構成比(%)
チラシ	10	33.33
パンフレット・リーフレット	7	23.33
冊子	5	16.67
通知	3	10.00
ポスター	2	6.67
その他	3	10.00
合計	30	100.00

印刷物の内訳は、チラシが10件(33.33%)、パンフレット・リーフレットが7件(23.33%)、冊子が5件(16.67%)、通知が3件(10.00%)、ポスターが2件(6.67%)、その他が3件(10.00%)であった。

(印刷物「その他」の内訳)

- ・問診票・調査票 (2件)
- ・市広報紙を活用 (1件)

(表9)

ホームページ等の内訳	件数(件)	構成比(%)
ホームページ	7	77.78
アプリケーションソフト	1	11.11
SNS (Twitter、Facebook)	1	11.11
合計	9	100.00

ホームページ等の内訳は、ホームページが7件(77.78%)、アプリケーションソフト1件(11.11%)、SNSが1件(11.11%)であった。

(7) 情報提供の時期について

多言語に翻訳した印刷物やホームページ等の提供時期については、表10のとおりである。

(表10)

提供時期	件数 (件)	構成比 (%)
通年	23	58.97
随時	11	28.21
定期	4	10.26
その他	1	2.56
合 計	39	100.00

「通年」が23件(58.97%)、「随時」が11件(28.21%)、「定期」が4件(10.26%)、「その他」が1件(2.56%)であった。

(「定期」の内訳)

- ・毎月 (3件)
- ・年1回 (1件)

(「その他」の内容)

- ・視察対応時

(8) 作成部数について

印刷物の作成部数については、表 11 のとおりである。

(表 11)

	名 称	形 態	作成言語 (作成部数)
1	外国人の相談窓口	チラシ	英語・中国語・ スペイン語・ フィリピン語 (150)
2	事前キャンプ誘致に向けたスポーツ施設資料集	パンフレット・ リーフレット	英語 (20)
3	松戸市役所のご案内	パンフレット・ リーフレット	英語 (1,000) 中国語 (1,000)
4	外国人のための個人住民税の案内	チラシ	英語 (随時) 中国語 (随時) 韓国語 (随時)
5	マナーを守る人の住むまちへ	チラシ	英語・中国語・ 韓国語・ベトナム語 (10,000)
6	松戸市生活ガイドブック	冊子	英語 (500) 中国語 (500) 韓国語 (500) ベトナム語 (500)
7	松戸市ガイドマップ	パンフレット・ リーフレット	英語 (18,000)
8	観光 PR BOOK 「WAttention」	冊子	英語 (3,000) 中国語 (繁体字) (2,000) ベトナム語 (1,000)
9	国際交流員コラム 「国際交流員が松戸の 魅力を紹介します」	広報まつど	英語 (約 180,000)
10	ワンちゃんと一緒に転出される方へ	チラシ	英語 (4,500)

	名称	形態	作成言語 (作成部数)
11	家庭ごみの分け方出し方	パンフレット・リーフレット	英語 (1,500) 中国語 (1,500) 韓国語 (800) スペイン語 (300) ポルトガル語 (300) ベトナム語 (1,400)
12	(ごみに関する) 重要なお知らせ	ポスター	英語 (随時) 中国語 (随時) 韓国語 (随時) ベトナム語 (随時)
13	まつど医療機関ガイド 2016	冊子	英語・中国語・韓国語 (1,000) ベトナム語 (1,000)
14	松戸市災害時被災者支援事業制度を利用される方へ	チラシ	英語 (随時) 中国語 (随時)
15	松戸市国民健康保険料納付のお願い	通知	英語 (随時) 中国語 (随時) ベトナム語 (随時) ネパール語 (随時) スリランカ語 (随時)
	国民健康保険居所確認訪問票		
16	保険業務に係る多言語生活ガイドブック	冊子	英語・中国語・韓国語 (1,000)
17	介護保険料の納付について	チラシ	英語 (随時) 中国語・韓国語 (随時)
18	子育て世帯にやさしい松戸市	ポスター	英語 (約 200)
19	E-こどもの森 ほっとるーむ 松戸 乳幼児一時預かりのご案内	チラシ	中国語 (50)
20	1歳6か月児健診・3歳児健診未受診のお子様の保護者様へ大切なお知らせ	通知	英語 (随時) 中国語 (随時)

	名称	形態	作成言語 (作成部数)
21	松戸市母子保健サービスのご案内	チラシ	英語 (105) 中国語 (110)
22	松戸市1歳6か月児健康診査票	問診票	英語 (50) 中国語 (30)
	松戸市3歳児健康診査票	問診票	英語 (随時) 中国語 (随時)
23	松戸市1歳6か月児歯科健康診査結果のお知らせ	通知	中国語 (100)
24	保育所(園)等利用申込案内・申請書一式	パンフレット・リーフレット	英語 (約30) 中国語 (約30) ベトナム語 (約30)
25	自転車の放置はやめましょう	チラシ	英語 (随時) 中国語 (随時) ベトナム語 (随時)
26	住まいの探し方ガイドブック	冊子	英語・中国語・韓国語 (500)
27	21世紀の森と広場セルフガイドブック	パンフレット・リーフレット	英語 (5) 中国語 (5)
28	「松戸市戸定歴史館」利用案内	パンフレット・リーフレット	英語 (5,000) 中国語 (1,000) 韓国語 (1,000) スペイン語 (1,000) フランス語 (1,000) ドイツ語 (1,000) イタリア語 (1,000)
29	就学援助制度のお知らせ	チラシ	英語 (約70)
30	児童生徒の保健関係書類一式	問診票	英語 (随時) 中国語 (随時) 韓国語 (随時) スペイン語 (随時) フィリピン語 (随時)

※「中国語(繁体字)」以外の中国語は、簡体字を示す。

(9) 情報提供先について

印刷物の情報提供先については、表 12 のとおりである。

(表 12)

提供先（複数回答）	件数（件）
所属内のみ（窓口等で使用）	13
他部局、市有施設	10
市民課、支所	5
（一社）松戸市観光協会	3
（公財）松戸市国際交流協会	3
広報広聴課	2
文化観光国際課	2
その他	9

「所属内のみ（窓口等で使用）」が 13 件、「他部局、市有施設」が 10 件、「市民課、支所」が 5 件、「（一社）松戸市観光協会」が 3 件、「（公財）松戸市国際交流協会」が 3 件、「広報広聴課」が 2 件、「文化観光国際課」が 2 件、「その他」が 9 件であった。

（「その他」の内訳）※複数回答

- ・対象者宅にポスティング (2 件)
- ・市内駅周辺で配布 (1 件)
- ・市広報紙配布先 (1 件)
- ・私立幼稚園等 (1 件)
- ・放置自転車へ貼付 (1 件)
- ・市内日本語学校 (1 件)
- ・各国大使館 (1 件)
- ・展示会 (1 件)
- ・自治会・町会 (1 件)
- ・賃貸住宅管理会社 (1 件)
- ・視察団 (1 件)

(10) 翻訳及び作成方法等について

提供する情報の翻訳及び作成方法等については、表 13-1、表 13-2 のとおりである。

(表 13-1)

翻訳者 (複数回答)	件数 (件)
外部依頼 (事業者)	9
行政通訳等	28
機械翻訳	3
合計	(※) 40

(表 13-2)

作成・印刷	件数 (件)
外部発注	10
内部印刷	26
翻訳のみ別契約	1
翻訳を含むシステム	2
合計	39

※「松戸市生活ガイドブック」について、韓国語の翻訳は外部依頼、その他言語の翻訳は行政通訳等であるため、計が 40 件となっている。

翻訳者を「外部 (事業者)」に依頼したものは 9 件、「行政通訳等」であるものは 28 件であった。

また、作成・印刷を外部発注したものは 10 件、内部印刷で作成したものは 26 件であった。

(「行政通訳等」の内訳)

- ・行政通訳者
- ・国際交流員
- ・市民ボランティア
- ・市職員
- ・外国人相談員

平成 29 年度予算で契約した印刷物等の契約方法は、表 14 のとおりである。

(表 14)

	部局名	契約名称	金額 (円)	契約方法
1	広報広聴課	松戸市ホームページの自動翻訳システムサービス利用契約	272,160	随意契約 (1号)
2	文化観光国際課	外国語版生活ガイドブックの製作委託 (日本語・英語、日本語・中国語(簡体字)、日本語・ベトナム語併記版)	1,019,790	随意契約 (1号2者)
		外国語版生活ガイドブックの翻訳・製作委託(日本語・韓国語併記版)	518,670	随意契約 (1号2者)
3	文化観光国際課	松戸市ガイドマップ製作業務委託	972,000	随意契約 (1号3者)
4	環境業務課	平成30年度版家庭ごみの分け方出し方【外国語版】の作成業務委託	550,530	随意契約 (2号)
5	子ども政策課	まつどDE子育てアプリ(母子モ)サービス利用契約	1,868,400	随意契約 (2号) 公募型プロポーザル

(11) 情報提供時の工夫について

対象となった24課からは、39件の情報全てに関して、作成や配布方法等に係る工夫を行ったと回答を得ている。

参考事例を次に挙げる。

ア. 作成上の工夫について

例：【財産活用課】「松戸市役所のご案内」ほか

①印刷物等に作成（使用）言語の記載がある点

同じ印刷物等を複数の言語で作成する場合、チラシ上方等、目立ちやすい箇所に「ENGLISH」や「中文」と記載があると、外国人自身がパンフレットスタンドから選びやすい。

当該パンフレットでは、言語により紙を色違いにする等の工夫をしていた。

②作成・更新年月日や何年版の記載がある点

定期的に更新する冊子やパンフレット類については、表紙のデザインも似通っていることから、発行年や更新年を記載しておくことにより、更新前のパンフレットの流通を防止することができる。

なお、多言語情報では西暦表記が望ましいとされている。

③日本語が併記されている、日本語の漢字にルビが振ってある点

印刷物等の全文が外国語で表記されている場合、その情報について問合せを受ける職員等や配布を依頼された窓口担当者には何が書いてあるのか理解できないことがある。

日本語が併記してあれば、どのような場合に誰に当該印刷物を渡すべきなのか、市役所の何課に案内したらよいか等の対応をすることができる。

「松戸市役所のご案内」

English

2018年7月2日更新

Matsudo City Hall Directory
- Excerpts -

まつどしやくしょ あんない (ばっすい)

〒271-8588 Matsudo-shi Nemoto 387-5 TEL 047-366-1111
 OPEN: Mon.- Fri. 8:30am-5:00pm 受付時間: 平日 8:30am-5:00pm
 CLOSED: Sat. Sun. National Holidays & Year End/New Year Holidays
 休日: 土・日・祝日・年末年始

LAYOUT

Main Building 本館

3	Citizen Autonomy Div. / 市民自治課 Social Support Div. 1 Detached office / 生活支援一課別室 Health and Human Services Policy Div. / 健康福祉政策課 Corporate Auditing Office / 法人監査担当室
2	Action Now Div. / すぐやる課 Credit Management Div. / 債権管理課 Medical Office / 医務室 Public Relations Div. Consulting Desk / 広報広聴課相談コーナー National Health Insurance Div. / 国民健康保険課(健診班)
1	Information / 総合案内 Employment Information / 無料職業紹介所 Citizen Health Consulting Room / 市民健康相談室 Nursing Room / 授乳室 National Health Insurance Div. / 国民健康保険課・収納担当室 Integrated Community Care Promotion Office / 地域包括ケア推進担当室 Nursing Care Insurance Div. / 介護保険課 Regional Insurance Office / 広域保険担当室
B1	

②作成日の記載

①使用言語名の記載

③日本語併記

Keiyo Gas Bldg. (Board of Education)
京葉ガスビル(教育委員会)

F	Business Affairs 業務	Division 課名	Phone
4	■Enrollment for elementary, junior high, and public senior high schools 入学(小学校・中学校・市立高校) ■Procedures for changing schools 転校	School Affairs Div. 学務課	366-7457

Keiyo Gas Daini Bldg. (Economic Development Department)
京葉ガス第2ビル(経済振興部)

6	■Disaster relief (emergency financial support) 災害見舞金	Community Welfare and Service Div. 地域福祉課	366-3019
5	■Consultations concerning consumer affairs 消費生活相談 ■International exchange activities / Sister city exchange / Japanese language classes 国際交流 / 姉妹都市交流 / 日本語教室	Consumer Affairs Center 消費生活センター MIEA 国際交流センター	365-6565 366-7310
4	■Employment consultation and occupational training 就業相談・職業訓練 ■Matters concerning local culture, tourism / Information for non-Business residents 文化・観光に関すること / 外国人市民への情報	Commerce & Industry Promotions Div. 商工振興課 Culture, Tourism & International Div. 文化観光 国際課	711-6377 366-7327

Central Health & Welfare Center
中央保健福祉センター

3	■Consultations concerning family and children's welfare / medical care support for premature babies 家族福祉 / 乳児医療支援 ■Health check-ups / Vaccinations 健康診断 / 予防接種	Children's Welfare Div. 子ども福祉担当室 Health Promotion Div. 健康推進課	366-3941 366-7487
1	■Support for fertility treatment / Maternity and infants' health check-ups 不妊治療助成 / 妊婦・乳児健診 ■Consultations concerning maternal and child health care 産科相談 / 育児相談	Mother & Children's Health Office 母子健康担当室 Mother & Children's Health Office 母子健康担当室	366-5160 366-7489

Citizen's Activity and Support Center Kami-Yakiri 299-1
市民活動サポートセンター(上矢切299-1)

1	■Information concerning volunteer activities ボランティア情報の収集・提供 ■Support for non-profit organizations (NPO) and citizens activities NPO・市民活動の支援	Citizen's Activity and Support Center 市民活動サポートセンター	365-6522
---	--	---	----------

■ Police (Crime / Traffic accidents) 110

■ Fire Department (Fire / Ambulance) 119

■ Telephone guidance for after-hours medical services
047-366-0010 (Japanese)
Weekdays: 16:30-9:00 the following day
Saturdays, Sundays and Public Holidays: 24 hours

■ Municipal interpreting service 047-366-0448
or email mckankou@city.matsudo.chiba.jp
[English] Monday, Wednesday, Friday 10:15-16:00
[Chinese] Monday, Tuesday, Thursday 10:15-16:00
<http://www.city.matsudo.chiba.jp/profile/InternationalPortal>

④緊急時の連絡先を記載

イ. 補助媒体への誘導・活用について

例：【子ども政策課】 「子育て世帯にやさしい松戸市」ほか

紙媒体では掲載できる情報に限りがあることから、チラシやリーフレットにホームページや携帯端末用アプリケーションのアドレスやQRコードを掲載し、ホームページ等の補助媒体に誘導を図ることにより、外国人市民等が24時間いつでも情報にアクセスすることができる。

「子育て世帯にやさしい松戸市」

ポスター中にQRコードを掲載し、市公式ホームページ内の外国人向け資料が集約されている「Matsudo City International Portal」につながるような工夫がされている。

Matsudo - the perfect city for families raising children

Access
The opening of the 'Ueno-Tokyo Line' has made access to the center of Tokyo even easier!
Direct from Matsudo

Matsudo	Ueno 18 min	Tokyo 24 min	Shinagawa 34 min
	Otemachi 29 min	Hibiya 32 min	Kasumigaseki 34 min

※ Fastest possible times

Ranking
'Best city for working parents to raise children'
*Regional rankings (excl. Tokyo)
Ranked **2nd** nationwide (2015)
5th nationwide (2016)
Source: Nikkei 'DUAL' magazine, 'Best city for working parents to raise children' survey, 2015-2016

Information
Please visit our website for more information
Matsudo City International Portal Site
INTERNATIONAL PORTAL
Matsudo International Portal Search
Consolidated information regarding Matsudo's global encounters and events

1 Childcare and Early Childhood Education
 ↑ 'Zero Children Waiting List' achieved for two consecutive years
 ↑ Small childcare facilities in and around train stations
 Maximizing convenience through the installation of facilities at all Matsudo City stations by the end of 2017.
 ↑ Expansion of temporary childcare programs at kindergartens
 Extending childcare hours at kindergartens, and subsidizing childcare fees.
 ↑ 'Let's play in English!' classes at public nursery schools
 English language play for 3-year old children, led by native-speaking teachers.

2 Infant Playspaces - 23 across the city
 'Oyako DE Hiroba' Parenting Support Center
 Public playspaces for guardians and their young children (aged up to 3 years). Free of charge for users at least five days a week, they also hold a variety of events.
 Parenting Coordinator
 Do you have questions or concerns regarding raising your child? The Parenting Coordinator can help (in Japanese).
 Taking advantage of temporary childcare
 You are able to use your short-term childcare spots when you have to go to the doctor or need to go shopping, etc.

3 Expanding Educational Offerings
 ↑ Extensive after-school club activities
 Matsudo City schools offer a wide range of sport and music-related club activities. Some clubs even compete at the national level.
 ↑ Afterschool childcare for elementary school students
 All elementary school districts offer an 'Afterschool Kids Club', providing safe and reliable childcare until 7pm in the evenings. The 'Afterschool Kids Room' enables children to learn from in their school's library.
 ↑ Learning support for children
 Providing tutoring and support to elementary and middle school students who, due to financial limitations, are unable to attend private tutoring centers.

4 Enriching health services for children
 Nighttime Emergency Pediatric Center
 The Center offers peace of mind during health emergencies and times of uncertainty. Open every evening from 6pm to 11pm, for children up to middle school age.
 Matsudo City Hospital
 The Children's Medical Center is equipped with a Pediatric Medical Center and Pediatric Intensive Care Unit. The new Matsudo Municipal Comprehensive Medical Center will open its doors in December of 2017.

[Publication] Matsudo City - Child Services Policy Division, TEL 047-704-8007 (Language: Only Japanese) April 2017

QRコードにより、「Matsudo City International Portal」にアクセスできるようにしている

ウ. 多様な媒体の活用について

例：【文化観光国際課】「国際交流員SNS」ほか

イベント情報等は更新頻度が高く即時性が求められるという性質がある。情報の内容により、ソーシャルネットワーキングサービスを活用する等、媒体を工夫していた。

「国際交流員 SNS」

国際交流員が市のイベント情報等の発信に市公式ホームページだけでなく、SNS（Twitter と Facebook）を活用している。

Matsudo Intl. Portal

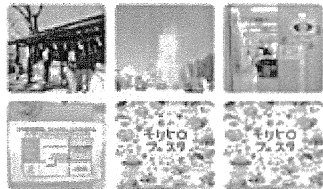
@matsudo_intl

Official account for the Matsudo City International Portal! Keep up to date with our international initiatives and local events. 松戸市の国際交流窓口、公式 twitter アカウントです!

📍 Matsudo-shi, Chiba

🌐 city.matsudo.chiba.jp/international/

📅 2017年2月に登録

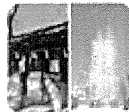


ツイート ツイートと返信 メディア



Matsudo Intl. Portal @matsudo_intl 2018年12月27日

The January Events Calendar page is now available! It is jam-packed with useful info about festivals and exhibitions taking place in Matsudo. Wish you a Happy New Year! 🎉 #HappyNewYear2019
 ◆ English・Japanese: goo.gl/25R3u4
 ◆ Vietnamese: goo.gl/mU6xME



Matsudo Intl. Portal @matsudo_intl

「1月のイベント・カレンダー」のページが公開中！市内のイベント・展示・国際的な集まりについての情報でいっぱいですので、是非ご覧ください。よいお年をお迎えください！ 🎉 #英日 #2019 #新年 #松戸...

👍 4

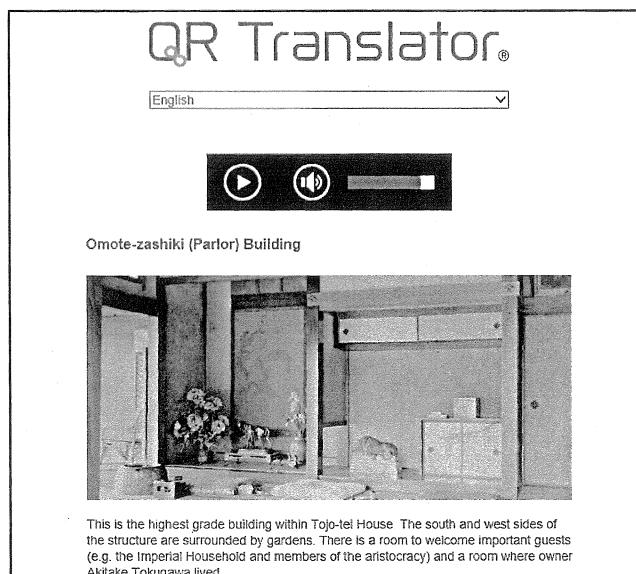


Matsudo Intl. Portal @matsudo_intl 2018年12月27日

「1月のイベント・カレンダー」のページが公開中！市内のイベント・展示・国際的な集まりについての情報でいっぱいですので、是非ご覧ください。よいお年をお迎えください！ 🎉 #英日 #2019 #新年 #松戸...
 英語・日本語 goo.gl/25R3u4
 ベトナム語 goo.gl/mU6xME

「戸定歴史館ホームページ内 戸定邸バーチャルツアー」

スマートフォン等で館内にある案内板のQRコードを読み取ると、邸内の展示解説のページが7か国語で端末に表示されるようになっている。



エ. 配布方法の工夫について

例：【環境業務課】「ごみの分け方出し方」

(公財) 松戸市国際交流協会と連携し「ごみ出しマナーパーティ」というイベントを開催、外国人市民に実際にごみ分別の体験をしてもらった上で、「ごみの分け方出し方パンフレット」を配布していた。

体験・交流型のイベントとセットで情報を提供することで、より効果的な周知を図ることができる。



**パーティーで出たゴミは
どうやってすてるの？**
～みんなで楽しく地域のルールをしよう～

**Let's enjoy the party
and learn trash manners**

暮らしの中で出るゴミは、決められたルールに従って分類して、曜日ごとにゴミ収集場所に出さなければなりません。パーティーで出たゴミも同じです。パーティーで楽しんだあとで、参加した方全員で、ゴミ出しルールに従ってお片づけをしながら、ゴミ出しルールを覚えてみましょう。

日時：2018年10月14日(日)
13時30分～15時30分
場所：新松戸市民センター・2階ホール
松戸市新松戸3-27
料金：無料(軽食付き)



アトラクション:ネパール音楽演奏&ミニゲーム



ネパール音楽出演者
Malla Ramkrishna Bam
Rishi Poudel
Khadak Pun

ゴミ出しルール説明：松戸市環境部環境業務課
申込：電話またはメールで松戸市国際交流協会へ
定員：外国人 50名(先着順)
(地域の日本人も参加します)



主催:公益財団法人松戸市国際交流協会
共催:松戸市・松戸市文化振興財団・松戸市観光協会
申込・問合せ先
公益財団法人松戸市国際交流協会
電話:047-366-7310 Mail:office@miea.or.jp

(12) 各部局間の連携について

情報提供の方法等について各部局間での連携がなされたかについては、表 15 のとおりである。

(表 15)

各部局間での連携	件数 (件)	構成比 (%)
連携した	12	30.77
連携していない	27	69.23
合計	39	100.00

(「連携」の内容)

- ・ 使用言語や表現 (5 件)
- ・ 情報の内容 (5 件)
- ・ 媒体の種類や使用言語 (1 件)
- ・ 情報の提供先 (1 件)

(13) 情報提供に関する基準について

対象となった 24 課について、情報提供に関する基準を設けている所属はなかった。

第8 監査の結果

監査の結果、外国人市民等に対する情報提供については、おおむね適正に執行されていたが、次のとおり改善の必要があるものが認められた。

着眼点（1）外国人市民等が必要とする情報を把握しているか。

ア 現在提供している情報の必要性は根拠に基づいているか。

現在作成している印刷物等については、各部局における事務・事業執行上の必要性によるものであり、適正に執行されているものと判断された。

着眼点（2）外国人市民等への情報提供はどのように行われているか。

ア 情報提供内容は分かりやすく、表現は適切か。

指摘事項

○記載されている情報の内容に誤りがあった。

不正確な情報は、受け手に不要な混乱を招くことから、情報提供の際は内容の十分な確認を行われたい。

【所管課】文化観光国際課（1件）「松戸市生活ガイドブック」

指摘事項

○情報の内容を更新しないまま過去に作成した印刷物等を活用していた。

印刷物等の活用期間中に内容が更新されることもあることから、適時見直しを行われたい。

【所管課】地域医療課（1件）「まつど医療機関ガイド 2016」

国民健康保険課（1件）「保険業務に係る多言語生活ガイドブック」

住宅政策課（1件）「住まいの探し方ガイドブック」

要望・検討事項

○編集・発行元または問合せ先となる担当部局名や連絡先が記載されていなかった。

情報提供後、市民等からの問合せに対応することも考えられることから、作成した印刷物等には、担当部局名や連絡先を記載されたい。

【所管課】文化観光国際課（1件）観光PR BOOK「WAttention」

地域医療課（1件）「まつど医療機関ガイド 2016」

要望・検討事項

○松戸市ガイドマップにおいて、観光案内所の英語表記、地図記号の表示がなかった。

外国人の利用が見込まれる施設等については、外国人がすぐに理解ができるよう多言語への翻訳や地図記号等を活用して表記されたい。

【所管課】文化観光国際課 (1件)「松戸市ガイドマップ」

要望・検討事項

○市公式ホームページの自動翻訳機能による多言語表示において、固有名詞が正しく表示されないものがあった。

公共施設等の固有名詞については、統一した名称でなければ識別ができないことから、担当部局と連携することにより、正確な訳語を登録できるよう改善されたい。

【所管課】広報広聴課 (1件)「松戸市公式ホームページ自動翻訳機能」

要望・検討事項

○市公式ホームページの自動翻訳機能による多言語表示において、リンクタイトルや見出し部分が翻訳されないものがあった。

各情報にアクセスする入口となるタイトル等については、どのような情報があるのかを知るために必要なものであることから、画像データの使用を控えるよう指導・助言されたい。

【所管課】広報広聴課 (1件)「松戸市公式ホームページ自動翻訳機能」

イ 情報提供を行う媒体の選択は適切か。

情報提供の目的に沿って、媒体を選択しており、適切であると認められた。

ウ 情報提供を行う時期、部数、方法等は適切か。

情報提供の時期は、適切であると認められた。

情報提供の部数は、適切であると認められた。

情報の配布方法等については、適切であると認められた。

エ 情報提供は効率的に行われているか。

契約等の事務処理は適正に行われているか、平成 29 年度に締結した契約を対象に審査した。

指摘事項

- 「外国語版生活ガイドブック製作委託（日本語・英語、日本語・中国語（簡体字）、日本語・ベトナム語併記版）」について、契約書では監督職員を選任し契約相手方に通知することが定められているが、監督職員を選任したものの、これを通知していなかった。

今後は、適正な事務処理を行われたい。

【所管課】文化観光国際課 （1件）「松戸市生活ガイドブック」

オ 情報提供に当たり工夫した点があるか。

各所属において、印刷物の作成や配布方法等を工夫しており、適切であると認められた。

着眼点（3）外国人市民等への情報提供に関する方針は作成されているか。

ア 各部局間での連携はなされているか。

要望・検討事項

- 市の部署名や施設名等の固有名詞の訳語が、作成年度や各部局により異なっているものがあり、統一されていなかった。

市が発行する印刷物等については、情報の受け手に不要な誤解を招かないよう統一した訳語を使用されたい。

【所管課】文化観光国際課 （1件）

イ 情報提供に関する基準が設けられているか。

基準を設けている所属はなかったが、現在、行政経営課、市民自治課、文化観光国際課を事務局として「(仮称)松戸市多文化共生庁内推進指針」を策定中であり、外国人市民等に対する情報提供に関しても、事業ごとに今後の方向性を取りまとめているところである。

む す び

全体的な課題として、下記により意見を述べる。

1 外国人市民等の視点に立った情報提供について

監査の結果、外国人市民等への情報提供に当たってニーズを把握して行っているものは少なかった。確かに、本市に在住する外国人市民の国籍や年齢は様々であり、求める情報も多岐にわたることから、ニーズの把握が困難であることは理解できる。

しかしながら、外国人市民等がどのような情報を必要としているかという必要性の把握や、情報の内容は外国人市民等にとって分かりやすいものとなっているか、外国人市民等に届いているかという効果の検証等を行うことは施策の展開にとって重要である。

そのためには、市が行う国際化施策の一端を担っている国際交流員や行政通訳者、また（公財）松戸市国際交流協会が開催している日本語教室等、可能な限りの機会を捉え外国人市民等のニーズを把握する方法等について検討されたい。

提供する情報の内容が、外国人市民等にとって分かりやすいものになっているかについては、作成した印刷物等を各言語にそのまま翻訳すると、日本語特有の表現等が伝わりづらいこともある。

また、国民年金や国民健康保険制度のように、母国に日本と同様の制度がない等の事情により、在住の外国人市民に理解しづらいと思われる制度等については、解説を充実させるなど「伝わる」「理解しやすい」情報提供を行うための工夫を図られたい。

外国人市民等に対して効果的に情報が伝達されているかについては、場所、時間にとられないホームページ等を活用した情報提供が有効な手段になると考えられる。

市公式ホームページ内の多言語情報サイトである「Matsudo City International Portal」には、外国人市民等が必要とすると考えられる情報が集約されており、情報提供の一元化という意味で重要な役割を果たしている。

外国人市民等に対する情報提供を行っている部局にあっては、作成した印刷物等を「Matsudo City International Portal」から閲覧できるようにするなど、本サイトの積極的な活用を図られたい。

2 情報提供の充実と多文化共生社会の推進について

本市においても平成23年4月に策定された「松戸市後期基本計画」において、国際化の推進に関する施策の方向性において、「外国人市民が公平なサービスを受けられるように情報の提供及びその手段の更なる充実に努める」こととし、多文化共生社会の実現に取り組んできたところである。

折しも、国では、平成30年12月に、新たな外国人材受入れのための入国管理法の改正が行われ、今後、国による体制整備や施策展開、地方公共団体への支援策やガイドライン等が示されることが予想される。国の動向を注視しつつ、外国人市民等に対する情報提供の充実に努められたい。

現在本市では、情報提供も含めた多文化共生施策を推進するため、平成30年度に行政経営課、市民自治課、文化観光国際課を事務局とする「多文化共生庁内連絡会議」が設置され、「(仮称)松戸市多文化共生庁内推進指針」を策定中である。

文化的な違いを認め合い、互いを尊重しながら、外国人市民等と共に活躍することができる多文化共生の街「やさシティまつど」を実現するため、本指針の早期策定と活用に期待するものである。

(別表) 外国人市民等への情報提供一覧

	部局名	名称	形態	概要	作成言語	
1	総合政策部	広報広聴課	「松戸市公式ホームページ自動翻訳機能」	ホームページ	機械翻訳によるホームページの多言語表示	英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語
2		広報広聴課 広聴担当室	外国人の相談窓口	チラシ	相談窓口案内	英語・中国語・スペイン語・フィリピン語
3			市ホームページ内「Foreign Resident Support Desk 外国人相談窓口」	ホームページ	市ホームページ内独自翻訳ページ	英語
4		東京オリンピック・パラリンピック推進課	事前キャンプ誘致に向けたスポーツ施設資料集	パンフレット・リーフレット	市のアクセス、スポーツ施設の紹介	英語
5	財務部	財産活用課	松戸市役所のご案内	パンフレット・リーフレット	市役所庁舎案内及び各課(室)の業務内容紹介	英語、中国語
6		市民税課	外国人のための個人住民税の案内	チラシ	個人住民税の概要と手続	英語、中国語、韓国語
7	市民部	市民安全課	マナーを守る人の住むまちへ	チラシ	迷惑行為禁止の周知	英語・中国語・韓国語・ベトナム語
8	経済振興部	文化観光国際課	松戸市生活ガイドブック	冊子	外国語版生活カタログ	英語・中国語・韓国語、スペイン語・ポルトガル語・ベトナム語 (H28年度作成) 英語、中国語、韓国語、ベトナム語 (H29年度作成)
9			松戸市ガイドマップ	パンフレット・リーフレット	観光マップの英語・日本語版	英語
10			観光PR BOOK「WAttention」	冊子	外国人訪問者向けに松戸市の魅力を紹介	英語、中国語(繁体字)、ベトナム語
11			国際交流員コラム「国際交流員が松戸の魅力を紹介します」	広報まつど	国際交流員による市広報紙コラム欄の掲載	英語
12			市ホームページ内多言語情報提供サイト「Matsudo City International Portal」	ホームページ	外国人向け情報を集約した市ホームページ内ポータルサイト	英語、ベトナム語(平成30年度～中国語)
13			国際交流員SNS	SNS	ツイッター、フェイスブックを活用したイベント情報等の発信	英語
14	環境部	環境保全課	ワンちゃんと一緒に転出される方へ	チラシ	飼い犬の所在地変更手続の案内	英語
15		環境業務課	家庭ごみの分け方出し方	パンフレット・リーフレット	松戸市のごみの分別方法とごみの日について	英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語
16			(ごみに関する) 重要なお知らせ	ポスター	紙製ごみ袋の廃止周知	英語・中国語、韓国語、ベトナム語
17	健康福祉部	地域医療課	まつど医療機関ガイド2016	冊子	市内医療機関一覧	英語・中国語・韓国語 ベトナム語
18		地域福祉課	松戸市災害時被災者宿泊支援事業制度を利用される方へ	チラシ	被災者の宿泊料助成制度の案内・申請書	英語、中国語
19	福祉長寿部	国民健康保険課	松戸市国民健康保険料納付のお願い	通知	国民健康保険料納付依頼	英語、中国語、ベトナム語、ネパール語、スリランカ語
			国民健康保険居所確認訪問票		居所確認訪問票	
20		保険業務に係る多言語生活ガイドブック	冊子	国民健康保険制度の概要	英語・中国語・韓国語	
21	介護保険課	介護保険料の納付について	チラシ	介護保険料の案内	英語、中国語・韓国語	

(別表) 外国人市民等への情報提供一覧

	部局名	名称	形態	概要	作成言語	
22	子ども部	子ども政策課	「まつどDE子育てアプリ (母子モ) 自動翻訳機能」	アプリケーションソフト	機械翻訳によるアプリの多言語表示	英語・中国語・中国語(繁体字)・韓国語・スペイン語・ポルトガル語・ベトナム語・フィリピン語・ロシア語・インドネシア語・タイ語
23		子育て世帯にやさしい松戸市	ポスター	松戸市子育て施策の一覧	英語	
24		子育て支援課	E-こどもの森 ほっとる一む松戸 乳幼児一時預かりのご案内	チラシ	施設利用ルールの周知と一時預かり案内	中国語
25		子ども家庭相談課	松戸市1歳6か月児健診・3歳児健診未受診のお子様の保護者様へ大切なお知らせ	通知	居所不明児童の住所確認用通知	英語、中国語
26		子ども家庭相談課 母子保健担当室	松戸市母子保健サービスのご案内	チラシ	各種健康診査・家庭訪問・教室・相談室等の案内	英語、中国語
27			松戸市1歳6か月児健康診査票、3歳児健康診査票	問診票	個人記入用健康診査票	英語、中国語
28			松戸市1歳6か月児歯科健康診査結果のお知らせ	通知	歯科健診結果説明書	中国語
29		幼児保育課	保育所(園)等利用申込案内・申請書一式	パンフレット・リーフレット	保育所入所案内と申請書一式	英語、中国語、ベトナム語
30		街づくり部	交通政策課	自転車の放置はやめましょう	チラシ	自転車放置禁止周知用貼付札
31	住宅政策課		住まいの探し方ガイドブック	冊子	住居の探し方、市営住宅の申込方法の案内	英語・中国語・韓国語
32	公園緑地課		21世紀の森と広場セルフガイドブック	パンフレット・リーフレット	施設の概要と利用案内	英語、中国語
33	生涯学習部	図書館	図書館保有資料検索システム(OPAC)	ホームページ	オンライン蔵書目録・検索システムの英語表示	英語
34			図書館ホームページ内「ユーザーガイド」「本館・分館案内」	ホームページ	市ホームページ内独自翻訳ページ	英語
35		戸定歴史館	「松戸市戸定歴史館」利用案内	パンフレット・リーフレット	施設の概要と利用案内	英語、中国語、韓国語、スペイン語、フランス語、ドイツ語、イタリア語
36			戸定歴史館ホームページ内「戸定邸バーチャルツアー」	ホームページ	QRコードを活用した戸定邸の展示解説ページ	英語・中国語・韓国語・スペイン語・フランス語・ドイツ語・イタリア語
37	学校教育部	学務課	就学援助制度のお知らせ	チラシ	就学援助制度の概要と申込書	英語
38		保健体育課	児童生徒の保健関係書類一式	問診票	学校で配付する保健調査表・問診票	英語、中国語、韓国語、スペイン語、フィリピン語
39		市立高等学校	松戸市立松戸高等学校ホームページ内「校長挨拶」「年間行事」「学校へのアクセス」	ホームページ	学校ホームページ内独自翻訳ページ	英語

※「中国語(繁体字)」以外の中国語は、簡体字を示す。

行政監査報告書（平成30年度分）
発行月 平成31年3月
編集 松戸市根本387番地の5
松戸市監査委員事務局

